

令和6年度静岡県障害者在宅ICT機器講習開催業務委託評価基準

プロポーザル審査は、企画提案書等の関係書類及び参加者からの説明等について、以下の評価基準に基づき実施する。

| 評価項目 | | 評価基準 | |
|------|--------------------|--------------|--|
| 1 | 事業への取組方針 (10点) | 方針理解と 具体性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人の地域での自立支援の方針にあった内容を提案しているか。 ・ 事業実施方針に具体性はあるか。 |
| 2 | | 自立促進への寄与 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の取組成果として、障害のある人の経済的な自立に寄与することができるか。 |
| 3 | 講師の確保状況 (5点) | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講を希望する人に十分対応できる講師の人数を配置しているか。 |
| 4 | カリキュラムの内容 (10点) | 講習項目 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人の自立を見据えた、発展性のある講習内容か。 |
| 5 | | 難易度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人にとって適切な難易度か。 |
| 6 | 広報・PR計画 (5点) | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者募集の広報・PR計画に具体性があるか。 ・ 広く対象地域に対して広報される見込があるか。 |